

労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第七号）

改正案	現行
<p>（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）</p> <p>第十条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第二条に定める算式の分母に加えなければならない。</p> <p>一 内部格付手法（先進的内部格付手法採用金庫にあつては、先進的内部格付手法。次号及び第四項並びに第十八条第一項各号及び第四項において同じ。）の使用を開始した日以後一年間 九十八パーセント</p> <p>二（略）</p> <p>2 先進的計測手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（次項において「オペレー</p>	<p>（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）</p> <p>第十条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額を第二条に定める算式の分母に加えなければならない。</p> <p>一 内部格付手法の使用を開始した日以後一年間 九十八パーセント</p> <p>二（略）</p> <p>2 前項の規定は、内部格付手法採用金庫が内部格付手法の使用を開始する日に先進的計測手法の使用を開始する場合を除き、先進的計測手法採用金庫について準用する。この場合において、前項中「内部格付手法採用金庫」とあるのは「先進的計測手法採用金庫」と、</p>

シヨナル・リスク相当額調整額」という。)を第二条に定める算式  
の分母に加えなければならない。

一 先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセン  
ト

二 先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後  
一年間 八十パーセント

3 前二項の規定にかかわらず、金庫が第一項の規定に該当し、かつ  
前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及  
びオペレーシヨナル・リスク相当額調整額を第二条に定める算式の  
分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条  
に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第  
一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額  
のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分に  
ついては内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法  
(基礎的内部格付手法採用金庫にあつては標準的手法をいい、先進  
的内部格付手法採用金庫にあつては標準的手法を含む。第十八条第  
四項において同じ。)とし、当該部分以外の部分については現在用  
いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第五条

「内部格付手法」とあるのは「先進的計測手法」と読み替えるもの  
とする。

3 内部格付手法採用金庫が先進的計測手法の使用を開始する場合で  
あつて、当該使用の開始の日の直前において第一項の規定の適用を  
受けているときは、当該内部格付手法採用金庫は、当該使用を開始  
する日以後は同項の規定の適用を受けないものとし、先進的計測手  
法採用金庫が内部格付手法の使用を開始する場合であつて、当該使  
用を開始する日の直前において前項の規定の適用を受けているとき  
は、当該先進的計測手法採用金庫は、当該使用を開始する日以後は  
同項の規定の適用を受けないものとする。

4 第一項(第二項において準用する場合を含む。)の「旧所要自己  
資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に四パーセントを  
乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めると  
ころにより控除される額のそれぞれにつき内部格付手法(第二項に  
おいて第一項を準用する場合にあつては先進的計測手法)の使用を  
開始した日の直前に用いていた手法により算出した額の合計額から  
第五条第一項第二号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法に  
より算出した額を控除した額をいう。ただし、先進的内部格付手法  
採用金庫が先進的内部格付手法の使用を開始する日の直前に基礎的

第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（第二百四十八条に規定する基礎的手法を含む。第十八条第五項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第五条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額の合計額から第五条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

内部格付手法を使用していた場合にあつては、当該先進的内部格付手法採用金庫は、当該直前に用いていた手法に代えて、先進的内部格付手法の使用を開始する日の直前に基礎的内部格付手法採用金庫としての旧所要自己資本の額の算出に用いていた手法を用いることができる（第十八条第四項において同じ。）。

（新設）

5 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の「新所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額の合計額から第五条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第十八条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第十一条に定める算式の分母に加えなければならぬ。

一・二 (略)

2 先進的計測手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第十一条に定める算式の分母に加えなければならぬ。

一 先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント

二 先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間 八十八パーセント

3 前二項の規定にかかわらず、金庫が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十一条に定める算式の分母に加えなければならぬ。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十一条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十三

第十八条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額を第十一条に定める算式の分母に加えなければならぬ。

一・二 (略)

2 前項の規定は、内部格付手法採用金庫が内部格付手法の使用を開始する日に先進的計測手法の使用を開始する場合を除き、先進的計測手法採用金庫について準用する。この場合において、前項中「内部格付手法採用金庫」とあるのは、「先進的計測手法採用金庫」と、「内部格付手法」とあるのは、「先進的計測手法」と読み替えるものとする。

3 内部格付手法採用金庫が先進的計測手法の使用を開始する場合であつて、当該使用の開始の日の直前において第一項の規定の適用を受けているときは、当該内部格付手法採用金庫は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けず、先進的計測手法採用金庫が内部格付手法の使用を開始する場合であつて、当該使用を開始する日の直前において前項の規定の適用を受けているときは、当該先進的計測手法採用金庫は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとする。

4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の「旧所要自己資本の額」とは、第十一条に定める算式の分母の額に四パーセント

条第一項各号に掲げる額及び第十五条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十四条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十一条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十三条第一項各号に掲げる額及び第十五条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十四条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十一条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十三条第一項各号に掲げる額及び第十五条の定めるところにより控除される額の合計額から第十四条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

附則

を乗じて得た額、第十三条第一項各号に掲げる額及び第十五条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき内部格付手法（第二項において第一項を準用する場合にあつては先進的計測手法）の使用を開始した日の直前に用いていた手法により算出した額の合計額から第十四条第一項第二号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除した額をいう。

（新設）

5 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の「新所要自己資本の額」とは、第十一条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十三条第一項各号に掲げる額及び第十五条の定めるところにより控除される額の合計額から第十四条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

附則

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則)

第七条 (略)

2 前項本文に規定する金庫以外の金庫及び同項ただし書に規定する金庫は、新告示第十条及び第十八条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を四パーセントで除して得た額を自己資本比率の算式分母に加えることができる。

期間	率
内部格付手法又は先進的計測手法の承認を最後に得た日以後一年間	九十パーセント
内部格付手法又は先進的計測手法の承認を最後に得た日から一年を経過した日以後一年間	八十パーセント

3 前二項において、「旧所要自己資本の額」とは、次の表の上欄に掲げる自己資本比率について、それぞれ同表の下欄に定める所要自己資本の額をいい、「新所要自己資本の額」とは、新告示第十条第六項及び第十八条第六項に規定する新所要自己資本の額をいう。こ

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則)

第七条 (略)

(新設)

2 前項において、「旧所要自己資本の額」とは、次の表の上欄に掲げる自己資本比率について、それぞれ同表の下欄に定める所要自己資本の額をいい、「新所要自己資本の額」とは、新告示第五条第五項及び第十八条第五項に規定する新所要自己資本の額をいう。この

の場合において、旧告示第三条第一項中「営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（営業権及び連結調整勘定を除く。第六条において同じ。）に相当する額（当該企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。第六条において同じ。）」とあるのは「のれんに相当する額（正の値である場合に限る。）」、営業権（のれんを除く。）に相当する額及び企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産（のれんを除く。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。）」と、旧告示第十条第一項中「営業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（営業権を除く。第十三条において同じ。）」に相当する額（当該企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。第十三条において同じ。）」とあるのは「のれんに相当する額（正の値である場合に限る。）」、営業権（のれんを除く。）に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。）」と読み替えるものとする。

（表略）

4 新告示第十条第一項第二号及び第二項第二号並びに第十八条第一項第二号及び第二項第二号並びに第一項の表の平成二十一年三月三

場合において、旧告示第三条第一項中「営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（営業権及び連結調整勘定を除く。第六条において同じ。）に相当する額（当該企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。第六条において同じ。）」とあるのは「のれんに相当する額（正の値である場合に限る。）」、営業権（のれんを除く。）に相当する額及び企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産（のれんを除く。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。）」と、旧告示第十条第一項中「営業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（営業権を除く。第十三条において同じ。）」に相当する額（当該企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。第十三条において同じ。）」とあるのは「のれんに相当する額（正の値である場合に限る。）」、営業権（のれんを除く。）に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。）」と読み替えるものとする。

（表略）

（新設）

十一日以後一年間の項及び第二項の表の内部格付手法又は先進的計測手法の承認を最後に得た日から一年を経過した日以後一年間の項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「以後一年間」とあるのは、「以後」とする。

(移行期間中におけるその他の経過措置)

第十条 居住用不動産向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合における新告示第百九十二条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「長期平均デフォルト時損失率」とあるのは、「長期平均デフォルト時損失率又は十パーセントのいずれか高い値」とする。

2  
4 (略)

(移行期間中におけるその他の経過措置)

第十条 平成十九年三月三十一日以後三年間において、居住用不動産向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する際には、新告示第百九十二条第一項中「長期平均デフォルト時損失率」とあるのは、「長期平均デフォルト時損失率又は十パーセントのいずれか高い値」とする。

2  
4 (略)